

令和4年度 春の全国交通安全運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和4年4月6日（水）～4月15日（金）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 新入学児童等に対し、基本的な交通ルールと交通マナーを理解させる教育を推進するとともに、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

重 点

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

4月10日（日） 「交通事故死ゼロを目指す日」

4月15日（金） 「交通安全にみんなで参加する日」

「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

子どもを始めとする歩行者の安全確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高くなっています。特に、入園や入学、進級を迎える4月以降に子どもの歩行中の交通事故が増加する傾向にあることから、歩行者の安全確保を図る必要があります。

◎歩行者は・・・

○道路・横断歩道を横断するときは・・・

- ・手を挙げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・車の通過や停止を待ち、左右の安全確認を行ってから横断しましょう。

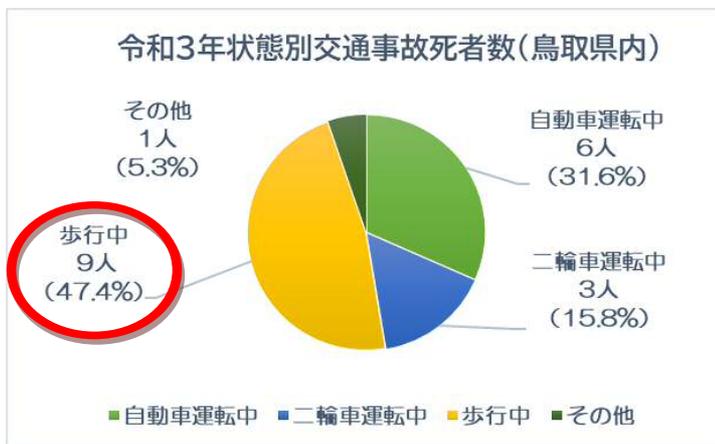
〈子どもの交通事故防止〉

- 児童が日常利用する道路での指導・見守り活動を推進しましょう。
- 道路の横断方法やその他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。

〈高齢者の交通事故防止〉

- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がけましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

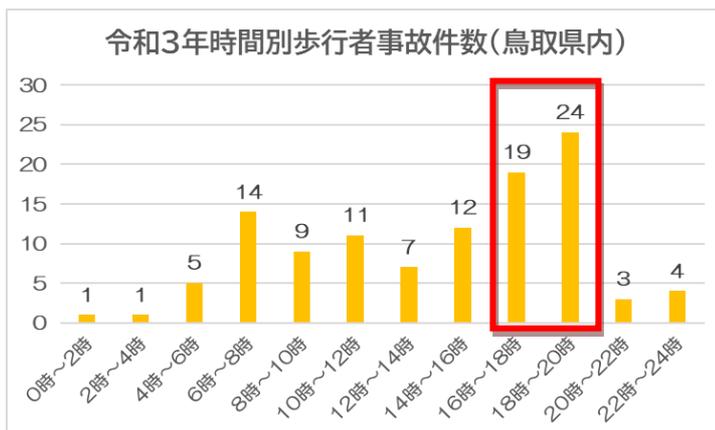
【交通事故発生状況（鳥取県内）】（参考：鳥取県警察本部HP）



①令和3年状態別交通事故死者数（人）

鳥取県内における令和3年中の交通事故死者数のうち、約半数の9人が道路横断中や道路上で事故にあっていました。また、その9人中8人は65歳以上の高齢者です。

**飛び出し禁止！信号遵守！
交通ルールを守りましょう！！**



②令和3年時間別歩行者事故件数（件）

鳥取県内における令和3年中の歩行者事故は、夕暮れ時から夜間（16時から20時）にかけて多発しています。
※全時間帯件数の約4割がこの時間帯に発生しています。

夜間の反射材着用を徹底しましょう！

重点事項2

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

「自動車対歩行者」の事故が鳥取市内でも多く発生しています。運転する人は、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。また、飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、「飲酒運転をしない！させない！」ことを徹底しましょう。

◎運転者は・・・

〈歩行者等への保護意識の向上〉

- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- 歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲りましょう。
- 運転中のスマートフォン操作等の禁止を徹底しましょう。

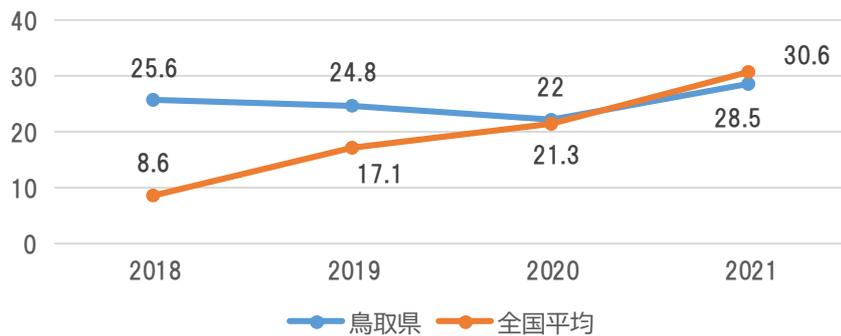
〈横断歩道は歩行者優先！〉

- 横断歩道に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合を除いて、その手前で停止できるように速度を落として進みましょう

◎地域・家庭・学校・関係機関等では・・・

- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を呼びかけましょう。
- シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果を認識し、正しい着用の周知徹底に努めましょう。
- 高齢運転者の交通事故防止として、自動ブレーキ等を搭載した安全運転サポート車「セーフティ・サポートカー（通称：サポカー）」の普及啓発を図りましょう。

信号機のない横断歩道での車の一時停止率(%)



歩行者がいる場合は
必ず一時停止をしましょう！



「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」によると、2021年調査時における鳥取県の信号機のない横断歩道における車の一時停止率は28.5%となり、全国平均30.6%を下回りました。（参考：JAF調査結果）

信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとしているときは、
必ず手前で一時停止を行い、歩行者に道を譲りましょう！

◎飲酒運転

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。
- 家庭や職場などで「飲酒運転をしない・させない」環境作りに努めましょう。
- 酒類提供者は運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進しましょう。

ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。

◎妨害運転(あおり運転)

- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を心がけましょう。
- ドライブレコーダーをつけましょう。
- 妨害運転(あおり運転)を受けたときは、車外に出ることなく110番をしましょう。

【飲酒運転】

※運転者以外にも罰則が科せられます！

<運転者・車両の提供者>

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

<酒類提供者・車両の同乗者>

酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



飲酒運転の根絶！
絶対にしない！させない！

【妨害運転(あおり運転)】

①妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通危険を生じさせるおそれのある方法(違反行為を繰り返す、継続的に行う等)によるものをした場合。

- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・違反点数 25点
- ・免許取消し(欠格期間2年)

②妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

- ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・違反点数 35点
- ・免許取消し(欠格期間3年)



重点事項3

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車は身近な交通手段ではありますが、交通事故全体に占める割合は増加傾向にあるため、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- スマートフォンを使用した「ながら運転」やイヤホンを使用した危険な運転等はやめましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しているか見直しましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
 - ・歩道通行時は歩行者を優先
 - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
- 幼児・児童が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットの着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度の普及啓発に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

個人賠償責任保険
他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。
傷害保険
自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。
TSマーク付帯保険
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。